

## 2 受検手数料減免対象者の変更について

令和4年度より、若年者に対する技能検定受検手数料の減免措置対象については以下の内容になりましたので、減免申請される方はご確認下さい。

### (1) 減免対象について

**25歳未満の在職者に係る2級及び3級の受検者**

### (2) 対象条件

- ・年齢について

**当該年度の4月1日時点の年齢**

- ・在職について

**受検申請時点で在職中である事**

※受検申請書「左票」上段の年月日欄に漏れなく受検申請日を記入願います。

## ■受検申請書

特 級 共 用	<b>技 能 検 定 受 検 申 請 書</b>
技能検定を受けたいので申請します。	
京 都 府 知 事 様	令 和 年 月 日 氏 名
<b>受検申請日記入欄</b>	

- ・在職を証明する書類の提出について

在職者とは「事業者に雇用されている等して就業している者」としますので、以下のいずれかの書類の提出が必要となります。

- ①雇用保険被保険者証（健康保険被保険者証は使用不可）
- ②給与明細の写し
- ③所属事業所が証明する書類（在職証明書）

なお、協会HP上に在職証明書のフォーマットを掲載しますので、必要な方は利用下さい。

- ・実技試験受検手数料の変更について

減免措置の対象者及び減免措置後の実技試験手数料については、別途頁（P3）の「技能検定（実技試験）受検手数料の減免」欄を参照願います。

## 3 本人確認書類の提出と受検手数料の減免について

### (1) 本人確認の為の書類提出

受検申請時には、以下のいずれかの本人確認の写し等の提出が必要となります。

（受検者1人につき1枚（A4サイズ）を提出）

- ① 運転免許証等、日本の官公庁が発行した身分証明書（氏名及び生年月日が確認できるもの）
- ② 特別永住者証明書、在留カード
- ③ 健康保険被保険者証
- ④ 生徒手帳、学生証（氏名及び生年月日が確認できるもの）
- ⑤ 外国政府が発行した旅券（写真欄及び日本国査証欄）